

## 高知市における生産緑地制度導入について

令和元年 11 月 27 日（水）、当センター佐藤統括研究員及び小谷主任研究員が、高知市農林水産部を訪問し、ヒヤリングした内容をまとめたものである。

### 【高知市の状況】

行政区域面積：30,922ha 人口 337 千人 都市計画区域面積：16,805ha

市街化区域面積：5,072ha 市街化区域内農地面積：327ha（市域全体の農地面積：2,720ha）

### 【生産緑地制度導入スケジュール】

平成 31 年 3 月 都市計画審議会に生産緑地指定要綱等説明

令和 01 年 5 月 要綱等の施行、制度・募集時期等の広報・周知

令和 01 年 5 月～7 月 申出に基づく事前審査

令和 01 年 7 月 生産緑地指定本申請受付、その後、縦覧・公聴会・縦覧・意見書提出

令和 01 年 11 月 都市計画審議会に付議（19 件、6.03ha）

令和 02 年 1 月 1 日都市計画決定告示予定

※今後、毎年、同様のスケジュールで追加指定を行う予定。

### 【要綱で定められた生産緑地地区指定要件】

生産緑地法による要件（生産緑地法第 3 条）の他、以下の市独自の要件を付加

※面積緩和の条例は制定しておらず、当面予定していない。

①一団の農地等が、建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号から第 5 号に規定する道路（同上第 2 項の規定による見なし道路も含む）に接し、かつ、2m 以上の間口を確保していること。
②個々の農地等の面積が、100 m <sup>2</sup> 以上の規模であること。 なお、指定は筆単位とする。
③主たる従事者が 60 歳未満、又は 60 才以上である場合は 60 歳未満の後継者を指名していること。
④申請者及び農地法第 2 条第 2 項に規定する世帯員等の経営農地面積の合計が 4,000 m <sup>2</sup> 以上であること。
⑤災害時の避難場所等としての使用に協力すること。

### 【生産緑地制度導入に至る経緯】

- 市街化区域農家では税負担が増え続け農業経営を圧迫するようになっており、以前から 市に対し、生産緑地制度導入についての農業委員会建議や JA からの要望がなされていた。
- 平成 29 年 5 月、当時の山本農林水産大臣（高知県が選挙基盤）が来高し、農業委員会会長及び JA 組合長等と意見交換会を行った際に、生産緑地制度導入についての助言を得たことから、動きが具体化し始めた。（関係者による農政学習会を開催すると共に、農林水産省、国土交通省からのアドバイスを受けつつ市の農林水産課、都市計画課、JA による先進地視察なども行った。）
- 当初都市計画課は、生産緑地制度導入には慎重な立場であったが、立地適正化計画を作った時期でもあり、その意義についての理解を深め、制度化に踏み切ることとなった。

### 【今後の課題】

- 事前審査では合計で 10ha を超える申出があったが、今回の指定に至らなかった約 4ha について、その理由を分析し、指定拡充に向けた対応策を検討する。
- 現在見直し中の「高知市農業基本計画」の中で都市農業の役割・将来像などを位置づけ、市民農園開設を含めた都市農地貸借法の活用等、都市農業振興策を明確にする。